

定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称) 絶対的記載事項(法第11条第1項第2号)・登記事項

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

※ 法人名称については、特定非営利活動促進法上の制限はありませんが、他の法令等により使用が制限されている名称を用いることはできません。なお、日本文字以外の表記や、登記に使用できる文字・記号については、事前に法務局に確認してください。

※ 法人の正式な名称を、NPO法人〇〇〇〇とし、登記することも可能です。その場合は、全ての申請書類を「NPO法人〇〇〇〇」として、作成してください。

登記に使用できる記号例：&(アンパサンド) ’(アポストロフィ) ,(コンマ) -(ハイフン) .(ピリオド) ・(中点) これらの符号は、字句を区切る符号としての使用のみ可。ただしピリオドは省略を表すものとして末尾使用可。

登記に使用できない記号例：「」 () ! ? ☆ 等

(事務所) 絶対的記載事項(法第11条第1項第4号)・登記事項

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号に置く。

※ 設置する(登記する)全ての事務所の住所を正しく記載してください。なお、特定非営利活動法人は、設置する(登記する)全ての事務所において、事業報告書等、役員名簿、定款等の備え置き及び閲覧の義務が発生します。(法第28条)

※ 最小行政区画まで(神奈川県横浜市)の記載とすることも可能です。その場合は「～神奈川県横浜市に置く。」となります。

※ 「主たる事務所」のほか「従たる事務所」を設置する場合、次のように記載してください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) 絶対的記載事項(法第11条第1項第1号)・登記事項

第3条 この法人は、① に対して、② に関する事業を行い、③ に寄与することを目的とする。

※ 特定非営利活動を行うことを主たる目的としている法人であること等を明らかにするために、①には、受益対象者の範囲、②には、主要な事業、③には、法の別表に掲げる活動を参考に、法人の活動がどのように不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与するのかを、具体的かつ明確に記載してください。なお、分かりやすい表現で『設立趣旨書』に掲げた内容と合うように記載してください。

(特定非営利活動の種類) 絶対的記載事項(法第11条第1項第3号)・登記事項

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇を図る活動
- (2) □□□を図る活動

※ 法第2条別表（下表）に掲げる活動のうち、いずれの活動に該当するかを、法律の文言どおりに記載してください。複数の選択も可能です。

※ 第4条については、以下の1～19で該当する活動をそのまま転記してください。

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	2 社会教育の推進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	4 観光の振興を図る活動
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
7 環境の保全を図る活動	8 災害救援活動
9 地域安全活動	10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11 国際協力の活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13 子どもの健全育成を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
15 科学技術の振興を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	
18 消費者の保護を図る活動	
19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	

（事業）絶対的記載事項（法第11条第1項第3号・第11号）・登記事項

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ○○○○事業
- (2) ●●●●事業

※ 法人が行う具体的な事業の内容を記載します。（P20, P42 参照）

※ 行政による許認可が必要な事業は、開業申請に際して用いる事業名を記載する必要があります。

※ 「その他の事業」を実施する場合は、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容を、明確に区分する必要があるため、第5条については次のように記載します。

<p>（事業）</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ○○○○事業 ② ●●●●事業 <p>(2) その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① △△△△事業 ② ▼▼▼▼事業 <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>
--

○「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」について・・・

特定非営利活動に係る事業	法第2条別表に該当する活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として行う事業。 事業収益を得ることも可能です。
その他の事業	特定非営利活動に係る事業に充てるために利益を上げる目的で行う事業や、構成員（会員）のみを対象とした共益的な事業。

・特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことも可能ですが、利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業に使用しなければならず、資産の管理や会計処理は、特定非営利活動に係る事業と区分して行う必要があります。（法第5条）

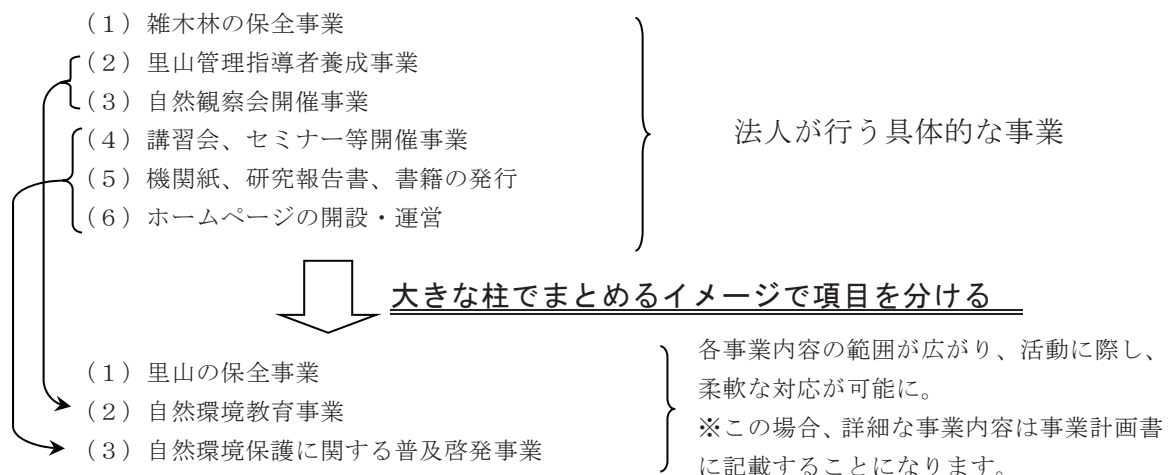
・特定非営利活動促進法上の「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区分と、法人税法上の「収益事業」と「非収益事業」の区分は異なります。従って、「特定非営利活動に係る事業」であっても、収益事業に該当する場合があります。

○事業名称の定め方について・・・

「設立趣旨書」と第3条（目的）の内容との整合を図る必要がありますが、詳細な事業内容を列挙するのではなく、大きな柱でまとめるイメージで項目を分けると、活動に際し、より柔軟に対応することもできます。

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。



○第5条に「その他、この法人の目的を達成するために必要な事業」を入れる場合は、下記の注意をお読みください。

- ※ 「その他、この法人の目的を達成するために必要な事業」を入れておけば、どんな事業を行ってもよいというわけではありません。NPO法は、法人に関する様々な情報を開示することによって、多くの市民に支えられることを目的としているため、定款には市民に対して分かりやすい事業名を記載することが望まれます。
- ※ 「その他、この法人の目的を達成するために必要な事業」は、単年度のみ実施する活動または試験的な活動等、一時的な活動でなければなりません。

第3章 会員 社員の資格の得喪に関する事項 絶対的記載事項（法第11条第1項第5号）

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

※ 法上の社員とは、法人の構成員のうち、総会で議決権を有する者（会員）です。団体も、社員になることは可能です。

※ 会員の種類や名称は、任意に設定できますが、どの会員が法上の社員にあたるかを明確にして、その内容を記載してください。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 社員の資格の得喪に関しては、不当な条件を付すことはできません。(法第2条第2項第1号イ)

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金、会費を設定する場合に記載してください。設立当初の入会金、会費については、設立総会で決定し、その金額は、附則に記載してください。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※ 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定(第11条参照)を設けてください。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 任意に退会できることを明確にします。社員の資格の得喪に関しては、不当な条件を付してはならないこととなっています。(法第2条第2項第1号イ)

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 手続を慎重に行う方法として、議決数を通常の議決数から4分の3以上などの特別多数に変えること、除名されようとする者に弁明の機会を与えることが考えられます。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員 役員に関する事項 絶対的記載事項（法第11条第1項第6号）

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上 ○人以下
- (2) 監事 ○人以上 ○人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

※ 第1項…「理事」及び「監事」を明確に区分してください。

「理事」の定数は3人以上、「監事」の定数は1人以上でなければなりません。（法第15条）

ここでは理事3人、監事1人が常に在籍している必要があることを意味しています。

※ 第2項…理事長の役職名を代表理事等とすることも可能です。その場合は、全ての箇所の表記を変更してください。

※ 第2項…理事長・副理事長等の役職が、法上の役員（「理事」、「監事」）にあたる場合、それぞれの役職について、本項（役職名等）、第14条（選任方法等）及び第15条（職務）での記載が必要です。

※ 第2項…職名は、理事長・副理事長以外の名称を用いることもできます。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

※ 第1項…理事会主導型とする場合、第1項は、「理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。」とすることも考えられますが、理事は全ての社員（正会員）から法人の業務執行等に関して委任された者という立場になるため、総会の決議によって選任することが望ましいといえます。（なお、理事会で選任する場合、第16条第2項の役員任期伸長規定を定めることはできません。）

※ 理事は、社員や法人の職員を兼ねることができます。監事は、社員を兼ねることができますが、理事や法人の職員を兼ねることはできません。

※ 役員を選任に際しては、法第19条（監事の兼職禁止）、第20条（役員欠格事由）、第21条（役員親族等の排除）の規定に注意する必要があります。

また、法人成立後の役員（理事又は監事）に欠員が生じた場合についても、法第22条（役員欠員補充）の規定に従って補充する必要があります。

なお、これらの内容を明確にするために定款に規定することもできます。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

※ 第 1 項～第 3 項…第 13 条第 2 項で設けた役職について、それぞれの職務がわかるように記載してください。

※ 第 1 項…理事のうち理事長のみが法人を代表する（法人の代表権を有する）者となります。

なお、理事の代表権に制限を設けていることを明確にするために、第 2 項として次の規定を加えることもできます。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

※ 第 13 条第 2 項において副理事長を 1 人とした場合、第 2 項については、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」を削除します。

※ 第 4 項…（法第 18 条）

※ 第 4 項第 5 号… 監事の職務から「理事会の招集を請求すること。」を除くことも可能です。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 第 1 項…役員の任期は、2 年以内の範囲で、定款で定める必要があります。（法第 24 条第 1 項）

※ 第 2 項…第 14 条において、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、役員の任期を伸長する規定（※ 1）を設けることができます。（法第 24 条第 2 項）

※ 第 4 項…前任者は、辞任又は任期満了後も役員の地位にあるのではなく、役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被る恐れもあることから、臨時に役員の職務を行うだけであり、総会の招集など、役員としての権限は行使できません。したがって、遅滞なく後任者を選任する必要があります。

（※ 1）後任の役員が選出されていない場合に、役員の任期終了後最初の社員総会で後任の役員が選出されるまでの間、前任の役員の任期を伸長することができる規定

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

※ 役員のうち、理事は理事会で解任することも可能ですが、監事については、その職務内容を考慮すると、総会で解任する必要があります。

※ 手続を慎重に行う方法として、議決数を通常の議決数から4分の3以上などの特別多数に変えること、解任されようとする者に弁明の機会を与えることが考えられます。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

※ 第1項…(法第2条第2項第1号ロ)

第5章 総会 会議に関する事項 絶対的記載事項(法第11条第1項第7号)

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

※ 通常総会は、毎年1回以上開催する必要がある(法第14条の2)、臨時総会は、いつでも招集することができます。(法第14条の3)

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

※ 定款の変更(法第25条第1項)、解散(法第31条第1項)、合併(法第34条第1項)については、社員総会の議決が必要です。それ以外の事項については、理事会等の議決事項とすることも可能ですが、その場合、定款で理事会等に委任する旨の規定が必要です。(法第14条の5)
なお、会議の権能については、他の条文との整合にも気をつけてください。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

※ 第 1 項…通常総会は、毎年 1 回以上開催する必要があります。(法第 14 条の 2)

※ 第 2 項第 1 号…理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます。(法第 14 条の 3 第 1 項)

※ 第 2 項第 2 号…『正会員総数の 5 分の 1 以上』は、定款により異なる割合を定めることができます。(法第 14 条の 3 第 2 項)

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

※ 第 2 項…「○日以内」は、法人の規模等に応じて設定していただきますが、14 日～30 日程度が一般的なようです。

※ 第 3 項…総会の招集の通知は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行わなければならない。(法第 14 条の 4)

※『電磁的記録』及び『電磁的方法』とは…(法第 14 条の 9 第 1 項、内閣府令第 2 条)(法第 14 条の 7 第 3 項、内閣府令第 1 条の 2)

『電磁的記録』とは、「特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」又は「電磁的記録媒体(USB メモリ、CD-R 等)をもって調製するファイルに情報を記録したもの」をいいます。

『電磁的方法』とは、いわゆる「電子メール本体」、「電子メールに添付した添付ファイル」により提出する方法及び「電磁的記録媒体(USB メモリ、CD-R 等)」を提出する方法をいいます。電磁的方法により表決権を行使した場合、受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことが可能なものでなければなりません。

また、「ファクシミリ」については「書面」の扱いとし、表決権の行使として認められています。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

※ 定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上です。(法第 25 条)

総会の定足数の規定は法に明記されていませんが、法人運営の基本的ルールであるので少なくとも構成員の 2 分の 1 以上とすることが望まれます。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 第 1 項…総会における議決事項は、定款に別段の定めがない限り、あらかじめ通知をした事項のみに限られます。(法第 14 条の 6)

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

※ 第 1 項…(法第 14 条の 7 第 1 項)

※ 第 2 項…総会を欠席するとき、総会の議決事項に対しどのような方法で賛否の意思を表すか(表決するか)を定めています。電磁的方法による表決を用いるには、定款でその旨定める必要があります。(法第 14 条の 7 第 2 項～第 3 項)

※ 第 4 項…(法第 14 条の 8)

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

※ 第 3 項…『みなし総会決議』について

総会の議決事項について、理事又は正会員の提案事項に正会員全員が同意すれば、その提案事項が総会において可決されたものとみなすことができます。同意の意思表示は、書面又は電磁的記録(P25 参照)により行う必要があります。(法第 14 条の 9)

この場合の議事録の記載事項については、横浜市の特定非営利活動促進法施行条例で定められた事項を記載する必要があります。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

※ 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う必要があります。(法第14条の5) 定款の他の条文で理事会の議決事項と定めているもの以外に、理事会の議決を必要とするものについては全て記載してください。

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

※ 第15条第4項第5号において監事の職務に「理事会の招集を請求すること。」を加えない場合、第3号を削除してください。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

※ 第31条第3号に「監事から招集の請求があったとき」を加えない場合、第2項から「及び第3号」を削除してください。

※ 第2項の「〇日以内」、第3項の「〇日前」については、法人の規模等に応じて設定してください。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 第 2 項…定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決することになります。(法第 17 条)

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計 資産に関する事項 絶対的記載事項(法第 11 条第 1 項第 8 号)・登記事項 会計に関する事項 絶対的記載事項(法第 11 条第 1 項第 9 号)

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

※ その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する事項を記載する必要があります。(法第 11 条第 1 項第 11 号) この場合には、次のように記載してください。

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

※ その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する事項を記載する必要があります。(法第 11 条第 1 項第 11 号)

この場合には、次のように記載してください。(法第 5 条第 2 項)

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後〇か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

- ※ 第1項…毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度末日の社員名簿を作成し、横浜市に提出する必要があります。(法第29条)
また、作成日から起算して5年を経過した日までの間、すべての事務所に備え置き、(法第28条第1項)社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければならないこととなっています。(法第28条第3項)
なお、これらの書類は、所轄庁(横浜市)においても、閲覧と、謄写(コピー)ができます(過去5年間に提出を受けたもの)。(法第30条)
- ※ 第2項…剰余金は、構成員(会員、役員等)に分配することはできません。(法第2条第2項第1号)

(事業年度) 絶対的記載事項(法第11条第1項第10号)

第46条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

- ※ 事業年度は、定款で定める必要があります。開始月と終了月については、各法人で任意に設定することができます。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

定款の変更に関する事項 絶対的記載事項(法第11条第1項第13号)

解散に関する事項 絶対的記載事項(法第11条第1項第12号)

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 定款変更の議決は、定款に特別の定めがある場合を除き、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要です。(法第25条第2項)

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

- 2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

- ※ 第2項…解散の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。(法第31条の2)

- ※ 第3項…破産手続開始の決定による解散以外の事由で解散した法人の清算人は、理事が清算人となります。ただし、定款に別段の定めをすること、又は解散の総会において理事以外の者を選任することができます。(法第31条の5)

(残余財産の帰属) 絶対的記載事項 (法第 11 条第 1 項第 12 号)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

※ 解散した法人の残余財産は、定款でその帰属先を定めている場合はそのものに帰属されます。定めがない場合は横浜市での認証を得て国又は地方公共団体に譲渡することができます。これらによっても処分されない財産は、国庫に帰属することとなります。(法第 32 条)

※ 具体的な帰属先(法人の種類、法人名)を定める場合は、「他の特定非営利活動法人」、「国又は地方公共団体」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」及び「更生保護法人」のうちから選定する必要があります。(法第 11 条第 3 項)

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、〇〇法人、〇〇法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

※ 合併の議決は、定款に特別の定めがある場合を除き、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要です。(法第 34 条第 2 項)

第 9 章 公告の方法 絶対的記載事項 (法第 11 条第 1 項第 14 号)

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、〇〇〇〇に掲載して行う。

※ 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について、広く一般の人に知らせることです。

次の①及び②の解散事由に係る公告は、官報へ掲載して行うことが必要です。(法第 31 条の 10 第 4 項、法第 31 条の 12 第 4 項)

① 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告

② 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告

※ 貸借対照表の公告については、作成後、遅滞なく公告しなければなりません。

また、貸借対照表の公告は次の方法から選んで定款で定める必要があります。(法第 28 条の 2)

公告の方法	記載例 (〇〇〇〇に掲載して行う。)
①官報 (有料)	官報に掲載して行う。
②日刊新聞紙 (有料)	神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。 ※〇〇新聞は、具体的な新聞紙名を規定する。
③電子公告	例 1: この法人のホームページに掲載して行う。 例 2: 内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。 ※法人自身で内閣府 NPO 法人ポータルサイトへ掲載を行う必要があります。所轄庁が公開している内容をもって公告とはなりませんので注意してください。
④主たる事務所の 公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

なお、ホームページ等の電子公告を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として、官報か日刊新聞紙への掲載のいずれかを定めることができます（法 28 の 2③）。

※公告期間について：

官報掲載及び日刊新聞紙掲載は1度の公告、電子公告は約5年間（貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間）継続して公告、事務所の掲示は公告開始後1年間の公告期間が定められています。

第10章 事務局

（事務局の設置等）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。絶対的記載事項（法第11条第2項）

理事長	特定	花子
副理事長	横浜	太郎
理事	神奈川	次郎
監事	□□	◆◆
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円
賛助会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円

(2) 年会費

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円
賛助会員	個人	1口	〇〇〇円 (1口以上)	
	団体	1口	〇, 〇〇〇円 (1口以上)	

<附則> ※設立当初の附則は、法人成立後にその記載内容を変更することはありません。

※ 第2項…役員の名前は、役員名簿の記載内容と一致します。

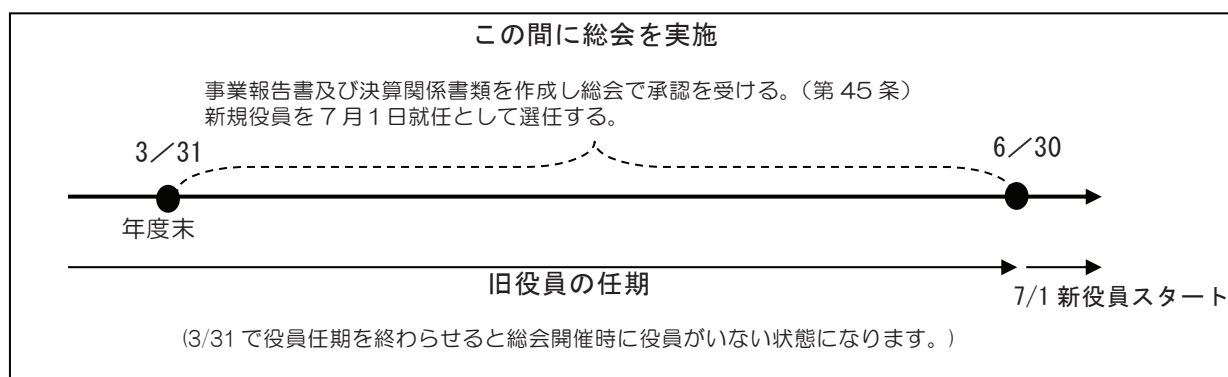
※ 第3項…設立当初の役員の任期は、成立の日から2年を越えることはできません。

また、第16条で役員任期満了日後の最初の総会まで前任役員の任期を伸ばす規定を定めた場合は、役員任期と事業年度終了日を同じ日にすることや、「最初の通常総会が終結するまで」とすることができず。

伸長規定を設けない場合は、設立当初の役員の任期満了日は、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3か月後にずらしておくのがよいでしょう。(役員任期満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため：下図参照)

【具体例】(事業年度の末日が3月31日の場合)

附則第3項を「この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年6月30日までとする。」とした場合、下図のとおり、第2期目の任期は7月1日から開始となります。



※ 第6項…正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載してください。

また、活動予算書との整合性に気をつけてください。